

独立行政法人国立病院機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成16年4月1日

厚生労働大臣 坂口力

前文

我が国の医療は、国民皆保険制度とともにどの医療機関でも受診が可能なフリーアクセスの仕組みの下、全般的な生活水準や公衆衛生の向上、医療関係者の努力等とも相まって、世界最高の平均寿命・健康寿命を達成し、世界保健機関（WHO）の評価においても、我が国の保健システムは世界最高とされている。

国立病院・療養所においても、昭和20年に厚生省が旧陸海軍病院や軍事保護院所管の傷痍軍人療養所等を引き継いで発足して以来、国民病と言われた結核の治療や地域の医療拠点などとして国民の医療の向上に大きな役割を果たすとともに、その後も、がん、循環器病等の高度先駆的な治療や、重症心身障害、進行性筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、エイズ等の医療を展開し、約60年にわたり国民医療の確保・向上に確かな足跡を残してきている。

しかしながら、現在、我が国においては、急速に少子高齢化が進展する等社会環境が大きく変化する中、我が国の医療について様々な課題が指摘されている。このため、①患者の選択の尊重と自己責任、②質の高い効率的な医療の提供、③国民の安心のための基盤づくりという視点に立って、医療提供体制の改革が進められており、国立病院・療養所においても、こうした視点から運営のあり方を見直すことが求められている。

こうした中、国立病院・療養所は、中央省庁等改革の一環として、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除いて独立行政法人へ移行することとなった。

独立行政法人化後は、国の医療政策として担うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に実施するとともに、時代に応じて変化する医療需要に的確に対応していくことが重要である。また、国立高度専門医療センターをも含めた全国の国立病院のネットワークを有効に活用しながら、積極的に国民医療の向上に貢献していく姿勢が求められる。

独立行政法人への移行は、国時代の制約や慣習・旧弊から離れ、新たな法人として、変革を実行する絶好の機会であり、この機をとらえ、独自性・自主性を發揮して、経営効率を最大限上げるとともに、政策医療の確実かつ効果的な実施・患者サービスの向上に積極的に取り組み、それらを国民が実感できるよう最大限の努力を期待する。

第1 中期目標の期間

国立病院機構の本中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療と地域の中で信頼される医療を行うことを基盤としつつ、特に高度先駆的医療、難治性疾患等に対する医療、歴史的・社会的な経緯により担ってきた医療及び国の危機管理や積極的貢献が求められる医療として別に示す分野（別記）を中心として、医療の確保とともに質の向上を図ること。

併せて、我が国の医療の向上に貢献するため、調査研究及び質の高い医療従事者の養成を行うこと。

1 診療事業

診療事業については、国の医療政策や国民の医療需要の変化を踏まえつつ、利用者である国民に対して、患者の目線に立った適切な医療を確実に提供するとともに、患者が安心して安全で質の高い医療が受けられるよう取り組むこと。

(1) 患者の目線に立った医療の提供

患者自身が医療の内容を理解し、治療の選択を自己決定できるようにするために、医療従事者による説明・相談体制を充実するとともに、患者の視点でサービスを点検するために患者満足度を測定し、その結果について適宜、分析・検討を行うことにより、国立病院機構が提供するサービス内容の見直しや向上を図ること。

また、主治医以外の専門医の意見を聞くことのできるセカンドオピニオン制度を導入すること。

(2) 患者が安心できる医療の提供

患者が安心して医療を受けることができるよう、国立病院機構における医療倫理の確立を図るとともに、医療安全対策の充実に努めること。

また、地域医療に貢献するために、救急医療・小児救急等に積極的に取り組み、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、救急患者及び小児救急患者の受入数について10%の増加を図ること。

(3) 質の高い医療の提供

国立病院機構の医療の標準化を図るため、クリティカルパスの活用やエビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine）に関する情報の共有化を図ること。

これまで担ってきた重症心身障害児（者）、進行性筋ジストロフィー児（者）等の長期療養者のQOL（生活の質）の向上を図り、併せて、在宅支援を行うこと。

国立病院機構が有する人的・物的資源を有効に活用し、地域医療に貢献するため、病診・病病連携を推進すること。これらの医療の質の向上を基盤に政策医療ネットワークを活用し政策医療を適切に実施するとともに、その際、政策医療の評価を行うための指標を開発すること。

また、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、クリティカルパスの実施件数

については 50%、高額医療機器の共同利用数については 40% の増加を図ること。

2 臨床研究事業

臨床研究事業については、豊富かつ多様な症例を有する国立病院機構のネットワークを活用して、診療の科学的根拠となるデータを集積し、エビデンス (Evidence) の形成に努めること。また、我が国の医療の向上のため個々の病院の特性を活かし、高度先端医療技術の開発やその臨床導入を推進すること。

また、治験についても、上記の国立病院機構の特徴を活かし、質の高い治験を推進するため、平成 15 年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数の 20% の増加を図ること。

3 教育研修事業

教育研修事業については、国立病院機構のネットワークやその有する人的・物的資源を活かし、独自の育成プログラムを開発するなど、質の高い医療従事者の養成に努めること。

臨床研修医やレジデント（専門分野の研修医をいう。）については、平成 15 年度に比し、中期目標の期間中に、それぞれ受け入れ数の 20% の増加を図ること。

また、政策医療に関する研修会については、平成 15 年度に比し、中期目標の期間中に、参加人数の 25% の増加を見込むとともに、地域の医療従事者に対する研修事業の充実を図ること。

4 災害等における活動

災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うこと。

第3 業務運営の効率化に関する事項

企業会計原則の下、収支相償（経常損益ベース。以下同じ。）の運営が求められる独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、国立病院機構の業務運営全般にわたって抜本的な改善を図るとともに、国立病院機構全体として収支相償の経営を目指して業務の効率化を一層図ること。

1 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制となるよう、組織の役割分担の明確化、管理体制の再編成、弾力的な組織の構築を行い、加えて、その期待される使命を確実かつ効果的に果たせるよう人員配置等について見直し等を行うこと。

また、看護師等養成所については、質の高い養成を行うとともに、効率的な運営の観点から再編成を行うこと。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図るとともに、組織編成や職員の適正配置などの業務運営の見直しを通じて、診療収入等の增收及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進すること。

(1) 業務運営コストの節減等

医薬品等の購入方法の見直しや業務委託の活用等を行うことにより、材料費等の経費の節減に努めること。

また、平成15年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職給付費用等を除く。）を15%程度節減すること。

(2) 医療資源の有効活用

国立病院機構が有する様々な人的・物的資源を有効に活用するため、医療機器や病床の稼働率の向上を図り、経営改善を行うこと。

(3) 診療事業以外の事業に係る費用の節減

臨床研究事業や教育研修事業については、競争的研究費の獲得や授業料等の自己収入の確保に努めるとともに、費用の節減に努め、臨床研究や教育研修の効率化を図ること。

(4) 財務会計システムの導入等IT化の推進

企業会計原則への移行に伴う新たな会計処理へ適切に対応するため、IT化の推進を図り、各病院の財務分析を行うなど、業務の効率的な運営に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

1 経営の改善

中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とすること。

2 固定負債割合の改善

各病院の機能の維持を図りつつ、投資の効率化を進め、国立病院機構の固定負債（長期借入金の残高）を減らすことにより財務内容の改善を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

国民の医療需要や医療環境の変化に応え、良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてはアウトソーシング等に努め、一層の効率化を図ること。

また、必要な人材の育成や能力開発、人事評価や異動を適切に行うことのできるシステムの確立を図ること。

2 医療機器・施設設備に関する事項

医療機器・施設設備については、費用対効果や法人全体の財務を総合的に勘案して着実に実施すること。

3 再編成業務の実施

独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第7条に基づく業務として、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本方針」（昭和60年3月29日閣議報告）に基づき実施されている「国立病院・療養所の再編成計画」（平成11年3月の計画見直し後のものをいう。）に定められていた再編成対象病院のうち、平成15年度末において未実施となっている10病院について的確に実施すること。

4 機構が承継する債務の償還

承継した債務の処理を確実に行うこと。

(別記)

国の医療政策として担うべき医療（政策医療）の分野

がん

循環器病

精神疾患

神経・筋疾患（進行性筋ジストロフィーを含む。）

成育医療

腎疾患

重症心身障害

骨・運動器疾患

呼吸器疾患（結核を含む。）

免疫異常

内分泌・代謝性疾患

感覚器疾患

血液・造血器疾患

肝疾患

エイズ

長寿医療

災害医療

国際医療協力

国際的感染症